

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会 長 奥 村 太 加 典  
〔公 印 省 略〕

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

建設業を取り巻く経営環境が依然として厳しい状況にある中、資金需要の増大が予想される冬期を控え、特に経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適正な代金支払等の確保について、特段の配慮が必要となります。また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、下請建設企業や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないように配慮することも必要となります。

このような中、国土交通省では、建設業法令遵守推進本部の設置や建設業法令遵守ガイドラインの策定等により、元請下請関係の適正化の推進に努めるとともに、本年 4 月 1 日に完全施行された改正建設業法においては、建設業における働き方改革を踏まえ、著しく短い工期による請負契約の締結の禁止や労務費相当分を現金で支払うよう配慮する規定等が新たに追加されたところです。

しかしながら、元請下請間における不適切な取引や下請負人へのしわ寄せが存在するとの指摘が依然としてなされるとともに、近年、建設業者の施工不良に関する問題が大きく報道されるなど社会的に注目を集める事案が相次いで発生し、建設現場における品質管理や施工管理を徹底することの重要性がますます高まってきています。

以上のことを踏まえ、このたび国土交通省から本会に対し、関係法令、「工期に関する基準」や「建設業法令遵守ガイドライン」等を遵守するほか、改正建設業法等の趣旨等に十分留意し、元請下請取引の適正化並びに施工管理のより一層の徹底等に努めるよう要請（別添 1）がありましたので、貴会会員企業の皆様に対する周知方よろしくお願い申し上げます。

また、下請代金の決定に当たり、公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項（別添 2）についても、併せてご周知いただきますようお願い申し上げます。

以 上

（添付資料）

別添 1 下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

別添 2 下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として  
取り扱う場合の留意事項について

参 考 下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等についての概要